

札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図の表示及び埋蔵文化財の取扱いの特例について

平成 21 年 8 月 31 日 教育長決裁

- 1 札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図の表示において、周知の埋蔵文化財包蔵地内で、過去に発掘調査等の記録保存のための措置等が終了している地区については、その範囲を表示することができるものとする。
- 2 前項で表示した範囲で土木工事等を行おうとする場合は、調整協議及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項の規定による届出を省略することができるものとする。

附 則（平成 21 年 8 月）

（施行期日）

この規定は、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。